

## 社会福祉法人那珂市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人那珂市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程における役員等とは、理事、監事、評議員、委員会の委員をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて報酬を支給する。

(1) 理事たる会長 月額250,000円までの範囲

(2) 常務理事 月額200,000円までの範囲

2 報酬の額の算定は別表1に定める。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬の支給時期は、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、本会職員の給与に関する規程第2条に準じた日とする。

2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第5条 費用弁償は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

(1) 理事、監事及び評議員がそれぞれの会議に出席し、業務に従事した場合

(2) 生活福祉資金調査委員会の委員がその会議に出席した場合

(3) ボランティア・市民活動センター運営委員会の委員がその会議に出席した場合

(4) 理事、監事、評議員若しくは委員が本会主催の事業に出席し、又はその業務に従事し、特に社会福祉法人那珂市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた場合

2 前項の規定は、本会から報酬を受ける者には、これを適用しない。

3 費用弁償の額は、1日につき2,000円とする。

(旅費)

第6条 役員等が出張したときの旅費は、社会福祉法人那珂市社会福祉協議会事務局長の例に準ずる。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任規定)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和51年9月17日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年10月5日施行する。

附 則

この規程は、平成13年12月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年5月30日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月28日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年6月30日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

#### 別表1

(1) 理事たる会長

一週における勤務日数×50,000円

(2) 常務理事

一週における勤務日数×40,000円